

四條畷市子ども基本条例 逐条解説

1 条例制定の背景

1989年に国連総会で「児童の権利条約」が採択され、1994年には日本でもこの条約を批准しています。

これまで本市は、権利の主体は子どもたちにあるといった「児童の権利条約」の趣旨を踏まえ、一人ひとりをかけがえのない存在として、また人としての尊厳を重んじて関わることを大切にしながら、人権保育・人権教育を進めてきました。

すべての子どもがその人権を侵害されることなく、その子らしく幸せに生きられることをめざし、子どもの最善の利益を尊重するための指針となる「四條畷市子ども基本条例」を制定することとします。

2 目次

前文

第1章 総則

第1条（目的）

第2条（定義）

第2章 子どもの権利と責務

第3条（子どもの権利と責務）

第4条（生きる権利）

第5条（育つ権利）

第6条（守られる権利）

第7条（参加する権利）

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

第8条（市の責務）

第9条（保護者の責務）

第10条（大人の責務）

第11条（地域住民等の責務）

第12条（施設関係者の責務）

第13条（事業者の責務）

第4章 子どもに関する施策

第14条（子育て家庭への支援）

第15条（子どもの貧困対策）

第16条（虐待等からの救済）

第17条（障がい児等への対応）

第18条（相談支援体制の充実）

第19条（子どもの安心・安全を守る取組）

第20条（関係機関との連携）

第21条（広報及び啓発）

附 則

3 概要

前文

- ・子どもは、次代を担う社会の宝です。
- ・全ての子どもは、一人の人間として尊重される権利を生まれながらに有しています。子どもたちの人権を保障するために、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を尊重し、社会全体で支えていかなければなりません。
- ・子どもは、社会との様々な関わりを経験する中で、自立性、社会性、人間性を身につけます。そのために、大人は、子どもが健やかに育つ環境をつくる責任があります。
- ・子どもたちが、四條畷市の緑豊かな自然に恵まれた環境の中で、次代の社会を担う大人へと成長していけるよう、全ての子どもを社会全体で支援するまちづくりを実現させることを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則 第1条（目的） 第2条（定義）

第2章 子どもの権利と責務

- 第3条（子どもの権利と責務）
- 第4条（生きる権利）
- 第5条（育つ権利）
- 第6条（守られる権利）
- 第7条（参加する権利）

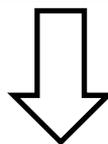
第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

- 第8条（市の責務）
- 第9条（保護者の責務）
- 第10条（大人の責務）
- 第11条（地域住民等の責務）
- 第12条（施設関係者の責務）
- 第13条（事業者の責務）

《子どもの権利保障》



《責務の遂行》



第4章 子どもに関する施策

- 第14条（子育て家庭への支援）
- 第15条（子どもの貧困対策）
- 第16条（虐待等からの救済）
- 第17条（障がい児等への対応）
- 第18条（相談支援体制の充実）
- 第19条（子どもの安心・安全を守る取組）
- 第20条（関係機関との連携）
- 第21条（広報及び啓発）

4 逐条解説

(前文)

子どもは、次代を担う社会の宝です。

全ての子どもは、かけがえのない存在で、一人の人間として尊重される権利を生まれながらに有しています。子どもたち一人ひとりの人権を保障するために、児童の権利に関する条約に定められた「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を尊重し、その健やかな成長を社会全体で支えていかなければなりません。

子どもは、自ら育つ力と多くの可能性があり、社会との様々な関わりを経験する中で、自立性や社会性、そして豊かな人間性を身につけます。そのために、大人は、子どもが健やかに育つ環境をつくり、子どもを大切にす文化を醸成する責任があります。

ここに私たちは、子どもたちが、生駒山系をはじめとする四條畷市の緑豊かな自然に恵まれた環境の中で人々の深い愛情に包まれ、夢と希望を抱きながら、次代の社会を担う大人へと成長していけるよう、子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、全ての子どもを社会全体で支援するまちづくりを実現させることを決意し、この条例を制定します。

【解説】

前文は、条例を制定する基本原則と趣旨を定めています。

(1) 第1段落 第2段落

ここでは、子どもを次代を担う社会の宝と位置づけ、一人の人間として尊重される権利が生まれながらにしてあることを書いています。その中でも児童の権利に関する条約に定められている「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」については、社会全体で支えていかなければならないと考えています。

(2) 第3段落

子どもが自立性や社会性、豊かな人間性を身につけるためには、大人は子どもが健やかに育つ環境を作るなどの責任があると考えています。

(3) 第4段落

ここでは、四條畷で育つ子どもが、市の特性である生駒山系をはじめとする緑豊かな自然に恵まれた環境の中で、次代の社会を担う大人へと成長していけるように社会全体で子どもたちを支援していくまちづくりを実現させる決意を表明しています。

1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づき、子どもの権利を保障し、市、保護者、大人、地域住民等、施設関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもを社会全体で支援するまちづくりを推進し、もって子どもの権利が保障される社会の実現に資することを目的とする。

【解説】

第1条は、四條畷市子ども基本条例の制定目的を示しています。

目的としては、児童の権利に関する条約の理念に基づき子どもの権利を保障し、市、保護者等の責務を明らかにするとともに、子どもを社会全体で支援するまちづくりを推進し、それによって子どもの権利が保障される社会を実現することとしています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 概ね18歳未満の人をいう。
- (2) 保護者 親又は親に代わって子どもを養育する人をいう。
- (3) 地域住民等 市内に居住し、在勤し、若しくは在学する人、又は市内で地域活動を行う人若しくは団体をいう。
- (4) 施設関係者 保育所、幼稚園、認定こども園、学校その他の子どもの育成に関連する施設の関係者をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人をいう。

【解説】

第2条は、条例の中で用いる用語の意義を定めています。

(1) 第1号関係 子ども

児童福祉法や子どもの権利条約で「子ども」を18歳未満としていることを踏まえ、この条例においても子どもを概ね18歳未満としていますが、施策を実施していく上では、幅を持たせ柔軟に対応していきたいと思えます。

(2) 第2号関係 保護者

主に保護者は親を指しますが、「親に代わって子どもを養育する人」とは、親権代行者がこれに該当し、例としては、親自身が未成年であり親権者になれない場合に、祖父母や親戚のものがこれにあたる場合等が考えられます。なお、親、後見人がいない場合には、児童福祉施設の長がこれにあたる場合もあります。

(3) 第3号関係 地域住民等

市内に居住している人だけでなく、在勤している人や在学している人、その他に市内で地域活動を行っている人や団体をいいます。

(4) 第4号関係 施設関係者

子どもが関係する主な施設として、保育所、幼稚園、認定こども園、学校を定義していますが、「その他の子どもの育成に関連する施設」とは、公民館や図書館など子どもが育ち学ぶためのあらゆる施設をいいます。

(5) 第5号関係 事業者等

市内で事業活動を行っている個人や法人をいいます。

(子どもの権利と責務)

第3条 この章に規定する権利は、子どもにとって大切なものとして特に保障されなければならない。

- 2 子どもは、年齢や発達段階などの状況に応じ、社会の一員であることの自覚を持ち、自ら学び、考え、行動し、自分の権利が尊重されるのと同様に他人の権利を尊重しなければならない。

【解説】

第3条では、子どもの権利と責務について説明しています。

子どもの権利は、誰もが生まれながらにして無条件に持っているものです。この条例に定める子どもの権利は、児童の権利条約などによって、子どもに保障されている権利のなかから特に大切にされるべき基本的な権利として条例内で決めました。

子どもは、新生児、乳幼児、小学生、中学生、高校生など年齢に応じて、異なった関わりをする必要があります。さらに、同じ年齢でも子どもの成長や発達の早さについては個人差があります。それらの状況に応じて、子ども自身が社会の一員であると認識し、自らの意思により学び、考え、行動することが大切です。

また、自分の権利が尊重されるのと同様に、他人も同じ権利を持っていることを認識し、尊重する必要があることを定めています。

(生きる権利)

第4条 子どもは、生きる権利を有しており、その権利を保障するために次に掲げることが守られなければならない。

- (1) 命が守られること。
- (2) 病気やけがをしたら治療を受けられること。
- (3) 愛情をもって心身ともに健やかに育てられること。

【解説】

第4条では、子どもの生きる権利について定めています。

(1) 第1号関係

子どもは、大人と同じように一人の人間として生きる権利を持っています。一人ひとりの命が守られることは、子どもの権利を尊重するうえで、最優先に守られなければなりません。

(2) 第2号関係

子どもが病気になったり、けがをした時に適切な治療を受けることができるように、保護者をはじめ周りの大人は、子どもを見守る必要があります。

(3) 第3号関係

周囲の大人から愛情を受けて育てられることは、子どもの心の安定や豊かさが満たされ、心身の健やかな成長につながります。また、愛情を受けて育てられることで、子ども自身も他の人に愛情をもって接することができるようになり、他の人を思いやる心が育まれると考えます。

(育つ権利)

第5条 子どもは、育つ権利を有しており、その権利を保障するために次に掲げることが守られなければならない。

- (1) 学び、休み、遊ぶこと。
- (2) 自然、文化、スポーツ、芸術を体験し、豊かな人間性を育む経験が得られること。
- (3) 心や体に障がいがあっても、個性や誇りが傷つけられないこと。
- (4) 子ども自身の主体的な成長を妨げられないこと。

【解説】

第5条では、子どもの育つ権利について定めています。

(1) 第1号関係

子どもが成長・発達する過程において多様な教育と学習の機会が与えられるよう保障されなければなりません。また、適度に休むことは、子どもの健やかな成長・発達にとって欠かせないことです。最後に子どもは遊ぶことを通じて、心身や情緒が育ち、社会性を身につけていきます。遊びは、子どもの心身の健康にとって不可欠のものであると考えます。

(2) 第2号関係

様々な自然や文化、スポーツ、芸術に触れ親しむことは、子どもの感性を磨き、心を豊かにする大切な要素です。子どもは、これらの多様な経験を積み重ねることで、豊かな人間性を育むことができると考えます。

(3) 第3号関係

障がいのある人もない人も等しく基本的人権を有する人として、尊重されることが必要です。障がいのある人が、障がいに対する誤解や偏見により、不利益な取扱いを受けることがあってはなりません。心や体に障がいがあっても、一人の人間として個性や誇りが傷つけられることがあってはいけないことと考えます。

(4) 第4号関係

子どもが育つためには、周りの大人の支えが必要ですが、自ら考え主体的に成長するためには大人の考えを押し付けるのではなく、温かく見守り子どもの自主性を尊重することが必要であると考えます。

(守られる権利)

第6条 子どもは、守られる権利を有しており、その権利を保障するために次に掲げることが守られなければならない。

- (1) 虐待やいじめなど、あらゆる暴力から守られること。
- (2) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。
- (3) プライバシーが守られ、誇りや信用を傷つけられることがないこと。

【解説】

第6条では、子どもの守られる権利を定めています。

(1) 第1号関係

子どもは、子どもへの暴力である虐待やいじめ、体罰等から、精神的にも肉体的にも守られなければならない。虐待やいじめ、体罰等は、子どもの成長・発達に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、子どもが安心して生きていくために、これを権利として規定しています。

(2) 第2号関係

子ども自身やその家族の国籍、民族、性別、障がいの有無などを理由として、差別や不当な扱いを受けたり、不利益を受けることはあってはいけません。このため、子ども一人ひとりの尊厳が保たれながら育つことができるように、これを権利として規定しています。

(3) 第3号関係

プライバシーや名誉の侵害は、子どもの自尊心を傷つけ、自信をなくしたり自分を否定的にとらえたりする要因にもなることから、プライバシーが守られることは大切です。

子ども同士の中でもプライバシーや名誉が守られることは大切ですが、大人と子どもの関係においても、一人の人間として大人は子どもにプライバシーがあることを認識し、子どもが秘密にしたいことをむやみに聞き出すようなことなどはしてはいけません。

(参加する権利)

第7条 子どもは、自分に関わることについて参加する権利を有しており、その権利を保障するために次に掲げることが守られなければならない。

- (1) 自分の意見や考えを自由に表明することができ、尊重されること。
- (2) 仲間をつくり、集まり、活動すること。
- (3) 社会の一員として参画し、意見が活かされる機会があること。

【解説】

第7条では、子どもの参加する権利を定めています。

(1) 第1号関係

子どもが社会性を持ち、自立していくためには、家庭、学校、地域社会等のあらゆる場面で自分に関わりのあることについて、意見を自由に表明できることが大切です。その一方で、意見を表明したことにより、その子どもが不利益を受けることがないように、周囲の大人が十分に配慮しなければなりません。

(2) 第2号関係

既存の集団に参加するだけでなく、子ども自らが仲間を作り、集まって様々な活動ができることを規定しています。しかし、この権利を行使する際に、他の人の迷惑になるような行為はあってはならず、公共の安全や道徳、他の人の権利の保護などの一定の制約のもと保障されている権利であることを認識する必要があります。

(3) 第3号関係

子どもが学校や地域社会の様々な場面において、事業の企画・計画段階から他の人と協力して何かを作り上げていく過程に参加し、意見が尊重されることが大切です。

ただし、集団の中で自分の意見が尊重されるのと同じように他の人の意見も尊重する必要があり、子どもにはこのような経験を通じて、他の人を思いやる力や配慮する力を育ててほしいと考えています。

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

(市の責務)

第8条 市は、子どもの権利を保障するため、子どもに関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

【解説】

第3章からは、子どもの権利を保障するために、市や保護者等がしなければならないことを規定しています。

第8条では、市の責務を規定しております。市は、条例の目的実現のため、保護者、地域住民等、施設関係者、事業者等と協働し、必要な支援を行うなどにより条例の内容を推進していきたいと考えます。

(保護者の責務)

第9条 保護者は、子育てについて第一義的責任を有することを認識し、子どもが、基本的な生活習慣や社会の規範を守る意識及び善悪の判断を身に付けることができるよう、自らが模範を示さなければならない。

【解説】

児童の権利条約には、子育ての第一義的な責任は、まず子どもの保護者にあるとされています。これは、子どもがよりよく成長するためには、家庭の役割が非常に大きいことを確認しているもので、改めて子育てにおける家庭の役割について大人が自覚する必要があります。

また、大人は子どもに対して言葉だけでなく、自ら模範を示すことによって、基本的な生活習慣や社会の規範を守る意識の醸成、善悪の判断を身につけさせる必要があります。

(大人の責務)

第10条 大人は、子どもの権利について理解し、子どもが豊かな人間性を育むことができるよう、子どもの成長を温かく見守るよう努めなければならない。

【解説】

大人は、子育てについての責任があることを認識したうえで、子どもの権利についてもよく理解し、子どものよき手本となるように努めなければなりません。また、大人は、子どもが地域社会の大切な一員であることを認識し、子どもの成長を温かく見守ることにより、子どもの豊かな人間性を育まなければなりません。

(地域住民等の責務)

第11条 地域住民等は、子どもが地域活動に参加できる機会を設けるとともに、地域の中で子どもが健やかに育つ環境をつくり、地域社会の一員として温かく見守るよう努めなければならない。

【解説】

子どもは、自分が地域の構成員であることを自覚していくことが大切です。そのために地域住民等は、地域で開催される行事、会議、活動などに子どもが参加できるように取り組む必要があります。

また、子どもを地域社会の一員として認め、温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができる地域づくりに取り組むことを定めています。

(施設関係者の責務)

第12条 施設関係者は、集団の中での遊び又は学習を通じて、子どもが心身ともに健やかに成長し、生きる力を身につけるとともに生命の大切さを学び、次代の社会人として家庭や社会を大切にする心を育む機会を提供するよう努めなければならない。

【解説】

施設関係者とは、第2条に規定しているとおり、保育所、幼稚園、認定こども園、学校その他の子どもの育成に関連する施設の関係者をいいます。家庭以外で子どもが多くの時間を過ごす場所であり、集団の中で人間性や社会性を学ぶ場所でもあります。このため、施設関係者は、子どもが健やかに成長する上で重要な役割を担っています。

(事業者の責務)

第13条 事業者は、保護者が職業生活と家庭生活の両立を図ることができるよう、必要な雇用環境の整備に努めなければならない。

【解説】

男女共同参画の理念に基づき、事業者には、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）ができる職場環境が求められています。特に子育て家庭においては、仕事と子育ての両立が求められているところであり、事業者に対して子どもを健やかに育てるための配慮を求めています。

第4章 子どもに関する施策

(子育て家庭への支援)

第14条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、その家庭の状況に応じ必要な支援を行うものとする。

2 市は、子育ての支援を行う団体の活動について、必要に応じた支援を行うものとする。

【解説】

子育て家庭の支援には、それぞれの家庭に合ったきめ細やかな対応が必要となります。特に、子育て不安への対応などの精神面の支援は重要であり、気軽に相談できる体制の整備や子ども医療費の助成など、市は必要な支援を行います。

子育てと仕事の両立については、勤務中の子どもの居場所が大きな課題です。事業者にも子育てしやすい職場を求めています。市も保育所における延長保育やふれあい教室の実施、ファミリーサポートセンター事業の実施など、子育てしやすい環境の整備を行うとともに、子育ての支援を行う団体の活動について、必要に応じた支援を行います。

(子どもの貧困対策)

第15条 市は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するため、教育の機会均等を図るとともに、貧困の状況にある子どもの生活に関する支援を行う等必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

子どもの貧困対策は、貧困の世代間連鎖を断ち切ることをめざすものですが、それとともに、我が国の将来を支える積極的な人材育成策として取り組むことが重要です。

貧困の状況にある子どもについては、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが多くあります。このような社会的孤立に陥ることのないよう、生活の支援において、相談事業の充実を図ることなどにより、子ども及びその保護者の対人関係の持ち方や社会参加の機会等にも配慮して対策に取り組む必要があります。

(虐待等からの救済)

第16条 市は、関係機関と連携し、子どもの虐待、いじめ等の予防及び早期発見に取り組むものとする。

2 市は、虐待、いじめ等を受けた子どもに対して迅速かつ適切な救済及び当該子どもの心身の回復に努めるものとする。

【解説】

児童虐待に対し、市は、迅速かつ適切に対応するよう努めます。この場合にいう救済とは、児童相談所による措置などを含みます。また、回復とは、被虐待児童と親との家族関係の再構築に向けた取り組みを意味しています。

この児童虐待は、多くの場合ひとつのことが原因ではなく、育児に関する不安や経済的な不安、精神的に不安定な状況や地域から孤立しているなど、さまざまな要因が複雑に絡み合い、引き起こされることがあります。そのため、児童虐待への対応としては、関係機関、関係団体等との連携が非常に重要なものとなります。

(障がい児等への対応)

第17条 市は、障がい児及び発達に支援の必要な子どもが適切な支援を受けることができるよう、その保護者に対する相談の実施その他の措置を講ずるものとする。

2 市は、保育の実施に当たっては、障がい児等の健全な発達が他の児童とともに集団生活することを通じて図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、障がい児等がその障がいの状態に応じ、十分に適切な教育が受けられるよう、必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

四條畷市では、障がいを持っている児童が地域の中で障がいのない児童と共に育つように他市に先駆けて障がい児に寄り添った共生保育に取り組んできた歴史があり、これは、本市の特色でもあります。地域の中で、障がいを持っている子どもも、持っていない子どもも触れ合い、共に育っていく環境をこれからも作っていく必要があると考えています。

(相談支援体制の充実)

第18条 市は、妊娠、出産、就学その他子どもの成長の段階に応じた問題や悩みに適切に対応できるよう、総合的な相談支援体制の充実を図るものとする。

【解説】

子育ては、妊娠期、出産、乳児期、幼児期、就学期などそれぞれの時期によって問題や悩みが変わってきます。そのような場合に、それぞれの問題や悩みに適切に対応することで、様々な子どもの発達の阻害要因の防止に努めることが大切であるため、各関係機関が連携を図り総合的な相談支援体制を充実させることが必要です。

(子どもの安心・安全を守る取組)

第19条 市は、保護者、地域住民等、施設関係者及び事業者と連携し、及び協力し、子どもが有害な環境や犯罪、災害等から守られるよう、必要な取組を行うものとする。

【解説】

子どもが安全に安心して過ごすことのできるように、子どもと家庭が孤立することのないようなソフト面の整備とともに、子どもが安全に安心して通行することができる道路の整備、子どもがのびのびと遊べる施設等の整備、施設のバリアフリー化等のハード面における環境整備に努める必要があります。

(関係機関との連携)

第20条 市は、第14条から前条までに規定する施策の実施に当たっては、関係機関との連携を図るものとする。

【解説】

子育て家庭への支援、子どもの貧困対策、虐待からの救済、障がい児及び発達に支援の必要な子どもへの対応などを行うためには、市のみでなく、子育て関係機関、警察、保健所、市民団体などさまざまな関係機関と連携を図ることが必要です。

(広報及び啓発)

第21条 市は、この条例についての市民の関心や理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

【解説】

子ども基本条例の理念、内容を子どもから大人まで、広く知ってもらう必要があります。そのために、広報やホームページなどのあらゆる媒体を使い、周知を図ります。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

【解説】

附則には、この条例の施行期日に関する事項を定めています。